１．共通規定

１．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記 8.⑶各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 8.⑶各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

２．（証券類の受入れ）

⑴　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当行を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたものは受入れません。

⑵　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金となりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記帳を取消したうえ（証書式の場合は、証書と引換えに）、当店で返却します。

⑶　証券類を受入れる日の翌週が預入日となる場合は、当該証券類を受入れることはできません。

３．（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

⑴　通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

⑵　通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
なお、再発行については、店頭表示の手数料をご負担いただきます。

⑶　預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があった時は、直ちに当行所定の方法により届出てください。

４．（成年後見人等の届け出）

⑴　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。

⑵　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。

⑶　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前⑴⑵と同様にお届けください。

⑷　前⑴から⑶の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様にお届けください。

⑸　前⑴から⑷の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

５．（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他書類に使用された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

６．（譲渡、質入れ等の禁止）

⑴　預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

⑵　当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

７．（取引の制限等）

⑴　当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合に

は、払戻し等の預金取引を一部制限する場合があります。

⑵　3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引を一部制限する場合があります。

⑶　日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間、その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合、当行は、払戻し等の預金取引を一部制限することができるものとします。

⑷　前⑴の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

①　不相応に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引

②　外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等の外為取引全般

③　当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引

⑸　前⑴から⑷に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当行が認める場合、当行は速やかに前⑴から⑷の取引等の制限を解除します。

８．（預金の解約、書替継続）

⑴　この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

⑵　この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

ただし、解約または減額して書替継続する場合については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行本支店のいずれの店舗でも取扱います。この場合、書替継続後の預金の印鑑は、この預金の届出の印鑑を使用します。

⑶　次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が前記 6.⑴に違反した場合

③　この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④　法令で定める本人確認等における確認事項、および前記 7.⑴で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑤　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑥　前①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

⑷　次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
A．暴力的な要求行為
B．法的な責任を超えた不当な要求行為
C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E．その他AからDに準ずる行為

９．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

⑴　この預金は、満期日（または各取引規定で据置期間を定めている場合はその満了日）が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

⑵　前⑴により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳（証書）は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③　前①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

⑶　前⑴により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用します。

②　中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を精算するものとします

③　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

⑷　前⑴により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

⑸　前⑴により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10.（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について）

この預金について10年を越えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、当行ホームページに掲載している休

眠預金規定が適用されます。

11.（盗難通帳による払戻し等）

⑴　次の⑵から⑻の定めは、個人の預金者に限り適用されます。

⑵　盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻し（以下、「当該払戻し」といいます。）については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①　通帳（証書）の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

②　通帳（証書）の不正使用・被害状況に関する当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③　当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものと示していること

⑶　前⑵の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前記 5. にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることかつ預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

⑷　前⑴から⑶の規定は、前⑵にかかる当行への通知が、この通帳（証書）が盗取された日（通帳（証書）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

⑸　前⑶の規定にかかわらず､次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には､当行は補てんしません。

①　当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B．預金者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C．預金者が、被害状況について当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②　通帳（証書）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

⑹　当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前⑵にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

⑺　当行が前⑶の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

⑻　当行が前⑶の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12.（規定の変更）

⑴　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

⑵　前⑴の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上